

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月17日

札幌市長 秋元 克広 印

記

1 指定管理者の名称

札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

代表団体：株式会社 札幌振興公社

構成団体：株式会社 ベルックス

構成団体：株式会社 キタデン

構成団体：北海道自転車軽自動車商業協同組合

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

札幌駅周辺自転車等駐車場 14箇所

名称	位置
札幌駅5・5自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西5丁目
北6西1自転車等駐車場	札幌市北区北6条西1丁目
札幌駅北口自転車等駐車場	札幌市北区北7条西3丁目
北5西1暫定自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西1丁目
北4西1南側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西1丁目
北4西1南側路上第2自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西1丁目
北4西2南側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西2丁目
北4西2南側路上第2自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西2丁目
北4西3北側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西3丁目
北4西3北側路上第2自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西3丁目
北4西5西側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西5丁目
北4西5東側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西5丁目
札幌桑園停車場緑道路上自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西6丁目
北6西2高架下自転車等駐車場	札幌市北区北6条西2丁目

3 管理を行わせる期間

令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 自転車等駐車場の維持管理に関する業務
- (2) 自転車等駐車場の定期利用の承認にかかる業務
- (3) 自転車等駐車場の一時利用にかかる業務
- (4) 冬期間の自転車等の保管の承認にかかる業務
- (5) 上記業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

ア 札幌駅周辺自転車等駐車場においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。

イ 指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。

ウ 利用料金は、札幌市が条例で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることができる。

(2) 減免・還付

ア 指定管理者は「札幌市自転車等駐車場条例」第9条の規定により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は第10条の規定により利用料金を還付する。

イ 減免及び還付は、条例、規則及び札幌市自転車等駐車場管理実施要領に定めるところにより行う。